

医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業にかかるQ&A

番号	問合せ内容	回答
1	機器を購入後に使わなくなった場合は、当該機器はすぐに処分していいのかが。	今回の支援金で取得金額の単価が30万円以上の機器等を購入した場合、厚生労働大臣が定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を得ずに目的外の使用、譲渡、交換、貸付、担保に供すること及び廃棄することはできません。処分等を検討される場合は、事前に担当課と協議してください。
2	交付金で備品を購入後に、耐用年限を超えないで廃棄した場合は、交付金の返還を求め、国庫に返還しなければならないか。	財産処分制度により報告を求められることとなります。
3	給付申請後（例えば年内）に薬局が廃止した場合、補助金の返納は必要でしょうか。	廃止に前後し実績報告を行い、支出額が交付済額に満たない場合は精算し、交付額 > 精算額となれば県へ返還していただくこととなります。
4	「令和2年4月1日から令和3年3月31日までにかかる経費が対象」とは、証拠書類の日付で判断するものであって、年度内に発注していても、納品が翌年度になった場合は対象外となるか。	年度内に事業完了が原則となりますが、やむを得ない理由で年度内に完了しないことが見込まれる場合は、早急に担当課へご相談ください。
5	「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」について、都道府県から支援金（補助金）をうけた薬局を開設する法人は、政治資金規正法第22条の3の適用を受けるか。又は、同法第22条の3の適用を受けない補助金等に該当するか。	他の補助金と同様、政治資金規正法第22条の3第4項の適用対象となりえます。なお、国から補助金の交付決定を受けた場合については、総務省において、「国から補助金等の交付を受けた会社その他の法人の寄附制限に関するガイドライン」を示していますので、参考してください。
6	医療機関・薬局等における感染拡大防止対策支援金の補助金については、法人税の課税対象となるのでしょうか。	他の補助金と同様、法人税の課税対象となります。
7	医療機関・薬局等における感染拡大防止対策支援金の補助金について、持続化給付金との併用は可能なのでしょうか。	持続化給付金を受けた医療機関等においても、要件を満たせば、感染拡大防止等支援の補助金を受けることが可能です。